

1. 件名：日本原子力研究開発機構大洗研究所特定廃棄物管理施設における令和5年度定期事業者検査報告（開始時）についての面談

2. 日時：令和5年5月29日（月） 13時25分～13時45分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

寒川首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、

千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所環境保全部廃棄物管理課長 他2名

安全・核セキュリティ統括部安全管理部施設保安管理課 主査 他1名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「事業者」という。）から、大洗研究所特定廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）の令和5年度定期事業者検査（以下「定事検」という。）報告（開始時）について、資料に基づき以下の説明があった。

- 廃棄物管理施設の令和5年度の定事検は、令和5年6月15日から令和6年3月29日までの予定で実施する。
- 廃棄物管理施設は現在新規規制基準に係る設計及び工事の計画の認可に係る申請の審査中及び改造工事を実施中であり、今後、必要な使用前事業者検査を実施するとともに施設全般に係る検査を実施する予定である。
- 令和4年度の定事検において、検査結果に所見及び処置すべき事項はなく、令和5年度に反映しなければならない事項はない。
- 参考資料「廃棄物管理施設 施設管理実施計画」の設備保全整理表中、消防設備に今回新たに設置した自動火災報知設備を追加した。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- 令和5年度の定事検計画については了解した。
- 令和4年度の定事検報告（終了時）の際、面談時に示したコメントした内容（保安記録確認検査（保安活動）による検査と適合を確認している技術基準の関係）については、終了時の令和5年度定事検報告（終了時）に反映すること。
- 定事検報告（開始時）の内容に変更があった場合や、定事検対象設備に不適合が発生した場合には定事検報告（終了時）にその旨を記載すること。
- 施設管理計画については、変更がなければ添付は不要だが、変更があった場合には改訂履歴を記載のうえで添付すること。

- 現時点で廃棄物管理施設は、新規制基準適合後の使用開始が令和6年6月の予定となっており、使用開始後は法令に基づく定事検となることから報告書も法令に基づいた項目を記載したものを提出すること。
- 定事検により適合を確認する技術基準は、従前の「特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則」ではなく現行の「特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」とすること。

○事業者から、了承した旨回答があった。

6. その他

資料：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設定期事業者検査の開始報告について

以 上